

四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱

平成 28 年 4 月 1 日

告示第 71 号

(目的)

第 1 条 この告示は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号）の規定に基づき、市内に存する木造住宅について、耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を実施することにより木造家屋の耐震化の促進を図り、もって地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 自ら居住（居住を予定する場合を含む。）し、又は賃貸する一戸建ての木造住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住宅以外の用途の床面積が過半でないもの）で、地上階数が 2 以下かつ延床面積が 500 平方メートル以下のものをいう。ただし、枠組み壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものを除く。
- (2) 耐震診断 愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法若しくは精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、耐震診断技術者が実施する耐震診断をいう。
- (3) 耐震診断技術者 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士のうち愛媛県木造住宅耐震診断講習会を受講し、愛媛県木造住宅耐震診断講習修了証（以下「講習修了証」という。）の交付を受けた者をいう。
- (4) 業務受託者 木造住宅に係る耐震診断技術者を派遣する事業（以下「事業」という。）に関する業務の全部又は一部について受託した者をいう。

(事業の対象要件)

第 3 条 事業の対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものであること。ただし、増築が行われている場合は、同日以前に着工された部分に居室を含むこと。
- (2) 過去に四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱（平成 17 年四国中央市告示第 84 号）に規定する補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 法令に違反していないこと。

(耐震診断の申込み)

第 4 条 耐震診断を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 耐震診断を受けようとする木造住宅の所有する者（以下「所有者」という。）又は当該住宅を占有する者（所有者の同意を得たものに限る。）
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 四国中央市暴力団員排除条例（平成 23 年四国中央市条例第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でない者

2 申込者は、木造住宅耐震診断技術者派遣申込書（様式第 1 号）に市長が必要と認める書

類を添付して、市長に申し込まなければならない。

(耐震診断技術者の派遣依頼等)

第5条 市長は、前条第2項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは木造住宅耐震診断技術者派遣依頼書(様式第2号)により業務受託者に耐震診断技術者の派遣を依頼するものとし、不適当と認めるときは耐震診断技術者を派遣しない旨の通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。

(耐震診断技術者選定の通知)

第6条 業務受託者は、前条の規定による派遣の依頼を受けた場合は、遅滞なく耐震診断技術者を選定し、木造住宅耐震診断技術者選定通知書(様式第4号)により市長に通知しなければならない。

(耐震診断技術者決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による通知を受けた場合は、速やかに木造住宅耐震診断技術者派遣(変更)決定通知書(様式第5号)により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、前条の通知書の内容に変更が生じて認められた場合は、前項の通知書の内容を変更することができるものとする。

3 市長は、前項の規定による変更をした場合は、当該内容を変更した第1項に規定する通知書により同項の規定による通知を受けた者(以下「派遣決定者」という。)に通知するものとする。

(講習修了証の携帯及び提示)

第8条 業務受託者は、派遣する耐震診断技術者に講習修了証を携帯させ、派遣決定者の求めに応じてこれを提示させなければならない。

(派遣に要する費用負担)

第9条 派遣決定者は、耐震診断以外の業務を耐震診断技術者に依頼し、追加の費用が生じたときは、これを負担しなければならない。

(耐震診断の辞退)

第10条 派遣決定者は、第7条第1項の規定による通知を受けた後において耐震診断を辞退する場合は、木造住宅耐震診断技術者派遣決定辞退届(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

2 派遣決定者は、前項の規定による耐震診断の辞退をする場合において、既に耐震診断を実施しているときは、それまでに要した費用を耐震診断技術者と精算した後でなければ、これを行うことができないものとする。

(派遣決定の取消し)

第11条 市長は、派遣決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、耐震診断技術者の派遣を取り消すことができるものとする。

(1) 耐震診断技術者による現地調査の結果、事業の対象要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをする場合は、その理由を付し、木造住宅耐震診断技術者派遣決定取消通知書(様式第7号)により申込者に通知するものとする。

(派遣費用の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定による取消しをする場合において、既に耐震診断を実施しているときは、申込者に対しそれまでに要した費用の支払を命ずることができるものとする。

(守秘義務)

第13条 耐震診断技術者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(業務委託)

第14条 市長は、事業に関する業務の全部又は一部を適当と認められるものに委託することができる。

(その他)

第15条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日告示第41号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申し込む耐震診断について適用し、同日前に申し込んだ耐震診断については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式第1号に規定する申込書は、この告示による改正後の様式第1号に規定する申込書とみなす。

附 則 (平成30年3月30日告示第47号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

6 第3条の規定による改正後の四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱様式第1号の規定は、施行日以後に申し込む耐震診断について適用し、施行日前に申し込んだ耐震診断については、なお従前の例による。

7 この告示の施行の際現に提出されている第3条の規定による改正前の四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱様式第1号に規定する申込書は、同条の規定による改正後の四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱様式第1号に規定する申込書とみなす。

附 則 (令和2年3月31日告示第45号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条中四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱様式第1号の改正規定(「(3,000円/件又は9,720円/件)」を削る部分に限る。)は、告示の日から施行する。

(四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱の規定は、施行日以後に申し込む耐震診断について適用し、施行日前までに申し込んだ耐震診断については、なお従前の例による。
- 4 施行日の前日までに提出された第2条の規定による改正前の四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱様式第1号に規定する申込書は、第2条の規定による改正後の四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱様式第1号に規定する申込書とみなす。

附 則 (令和3年3月30日告示第51号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱の規定は、施行日以後に申し込む耐震診断について適用し、施行日前までに申し込んだ耐震診断については、なお従前の例による。
- 5 施行日の前日までに提出された第2条の規定による改正前の四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱様式第1号に規定する申込書は、第2条の規定による改正後の四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱様式第1号に規定する申込書とみなす。

附 則 (令和3年9月29日告示第156号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にあるこの告示による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際、旧様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和7年3月28日告示第72号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第3条の規定による改正後の四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱の規定は、施行日以後に実施する耐震診断について適用し、施行日前に実施した耐震診断については、なお従前の例による。
- 7 施行日の前日までに提出された第3条の規定による改正前の四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱様式第1号に規定する申込書は、第3条の規定による改正後の四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱様式第1号に規定する申込書とみなす。

様式第1号（第4条関係）

木造住宅耐震診断技術者派遣申込書

年 月 日

四国中央市長 様

木造住宅の耐震診断を実施したいので、四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱第4条第2項の規定により次のとおり耐震診断技術者の派遣を申し込みます。

なお、自己都合による耐震診断の取下げはいたしません。

私は、四国中央市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないことを宣言し、必要とされる調査に同意し、協力するものです。

申込者	住所	
	フリガナ 氏名	
	電話番号	
住宅の所在地		
建築年月日	年 月 日	
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅	
階数	階	
延床面積	平方メートル	
居住関係	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 貸家（借家人の同意が必要です。）	
耐震診断の実施を希望する日程	希望曜日 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> いつでも良い 希望時間 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> いつでも良い	
派遣を希望する耐震診断技術者		

申込者と所有者とが異なる場合に所有者が記入してください。

申込者	所有者同意書 が耐震診断を実施することについて同意します。 氏名
-----	--

添付書類

- 1 付近の見取図
- 2 登記簿謄本若しくは全部事項証明書又は固定資産課税明細書の写し
- 3 市税等の完納を証する書類

様式第2号（第5条関係）

木造住宅耐震診断技術者派遣依頼書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

耐震診断技術者の派遣について、木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱第5条の規定により依頼します。

依頼件数 件

添付書類

- 1 耐震診断技術者派遣事業依頼住宅一覧表
- 2 木造住宅耐震診断技術者派遣申込書（様式第1号）の写し
- 3 耐震診断対象住宅の付近の見取図

様式第3号（第5条関係）

耐震診断技術者を派遣しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申込みのあった耐震診断について、審査の結果、耐震診断技術者を派遣できませんので、次のとおり理由を付し、四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱第5条の規定により通知します。

- 1 木造住宅の所在地
- 2 派遣できない理由

様式第4号（第6条関係）

木造住宅耐震診断技術者選定通知書

年 月 日

四国中央市長 様

法人名
代表者氏名
電話番号

年 月 日付けで依頼のあった耐震診断技術者の派遣について、次のとおり選定したので、四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱第6条の規定により通知します。

受付番号		
住宅の所在地		
所有者	住所	
	氏名	
耐震診断技術者氏名		
耐震診断事務所名		
登録番号		
電話番号		

受付番号		
住宅の所在地		
所有者	住所	
	氏名	
耐震診断技術者氏名		
耐震診断事務所名		
登録番号		
電話番号		

様式第5号（第7条関係）

木造住宅耐震診断技術者派遣（変更）決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申込みのあった耐震診断技術者の派遣について次のとおり決定したので、四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱第7条第1項の規定により通知します。

住宅の所在地		
所有者	住所	
	氏名	
耐震診断技術者氏名		
耐震診断事務所名		
登録番号		
電話番号		
調査日時		
条件		

様式第6号（第10条関係）

木造住宅耐震診断技術者派遣決定辞退届

年 月 日

四国中央市長 様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号にて通知のあった耐震診断技術者の派遣について、耐震診断を取り止め、耐震診断技術者の派遣を辞退するので、四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱第10条第1項の規定により届け出ます。

- 1 住宅の所在地
- 2 辞退する理由

（耐震診断技術者の同意）

年 月 日

受任者（耐震診断を行った耐震診断技術者）

- 1 住 所
- 2 事業者名
- 3 代表者名
- 4 耐震診断技術者

耐震診断に要する費用を精算しましたので、上記の辞退に同意します。

様式第7号（第11条関係）

木造住宅耐震診断技術者派遣決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申込みのあった耐震診断技術者の派遣について、耐震診断技術者の派遣の決定を取り消しましたので、四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱第11条第2項の規定により通知します。

1 住宅の所在地

2 取消しの理由